

株式会社タイヨーパッケージ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社タイヨーパッケージと称し、英文ではT a i y o P a c k a g e C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。

1. 紙製容器包装製造業
2. プラスチック製容器包装製造業
3. 医薬品、医薬部外品、化粧品、食品、動物用医薬品、動物用医薬部外品等充填包装業
4. 紙製玩具、紙製文具等製造業
5. 紙製ラベル、プラスチック製ラベル、R F タグ等製造業
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を富山県中新川郡立山町に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 240, 000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令及び定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議)

第17条 株主総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2. 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任するこ

とはできない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は、増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(業務執行取締役、代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって業務執行取締役及び代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、その他役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

3. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の一部免除又は限定)

第28条 当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で、取締役会の決議により、免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等の法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令で定める額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の一部免除又は限定)

第33条 当会社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で、取締役会の決議により、免除することができる。

2. 当会社は、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等の法令に定める要件に該当する場合には、当該監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令で定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2. 前項のほか、当会社は、基準日を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当及び中間配当がその支払いの提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には、利息を付けない。

2024年3月11日改定 定款